

京都大学人事審査委員会規程

(平成16年達示第87号)

第1条 京都大学に、人事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職員（教員を除く。以下この項について同じ。）の休職、解雇及び懲戒（以下「休職等」という。）に関し国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。次項において「就業規則」という。）等の規定により、その権限に属するものとされた事項
- (2) 教職員の休職等に関する不服申立てに関する事項
- (3) 教員の専門業務型裁量労働制に関する苦情処理に関する事項
- (4) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）第12条から第17条までに該当する教職員（教職員であった者を含む。）の退職手当の支給制限等に関する事項

2 前項に定めるもののほか、委員会は、就業規則第50条、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第62条及び国立大学法人時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）第54条に定める訓告等に関し、総長の諮問に応じ、必要な事項を審議するものとする。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 人事担当の理事
- (2) 教員制度担当の理事
- (3) 教育研究評議会評議員 若干名
- (4) 部局長 若干名
- (5) 総務部長
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第6条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会及び専門委員会は、必要と認めたときは、委員会又は専門委員会の了承を得て、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 委員会に関する事務は、総務部職員課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成20年達示第56号)

この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。